

認定こども園 まどか保育園運営規程

制定日： 令和元年 12月 24日

改正日： 令和4年 12月 19日

改正日： 令和5年 3月 16日

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人秋桜福祉会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 認定こども園 まどか保育園

(2) 所在地 沖縄県うるま市字高江洲 735-2 番地

(施設の目的)

第2条 認定こども園まどか保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用子どもの受け入れ状況により、配置基準を下回らない範囲で員数が変動する場合がある。

(1) 施設長（園長） 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 1人

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 主幹保育教諭 1人 主任保育士 1人

主幹保育教諭、主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士、教諭 14人

保育士、教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する

(4) 保育補助者 1人(非常勤1人)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5) 事務職員 1人(常勤1人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(6) 調理員 4人(常勤2人、非常勤2人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 用務員 1人(非常勤1人)

用務員は、当園の雑務を行う。

(8) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 支援法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号こども」という。)に係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 学年末休業（3 月 25 日から 3 月 31 日まで）

エ 学年年始休業（4 月 1 日から 4 月 6 日まで）

オ 夏季休業（7 月 21 日から 8 月 31 日まで）

カ 冬季休業（12 月 26 日から 1 月 5 日まで）

キ 慰霊の日（6 月 23 日）

(2) 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号子ども」という）及び同項第 3 号の子ども（以下「3 号子ども」という）に係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 年始休日（1 月 2 日及び 1 月 3 日）

ウ 年末休日（12 月 29 日から 12 月 31 日）

エ 慰霊の日（6 月 23 日）

3 当園は、前項各号の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第 9 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間は、午前 8 時 00 分から午後 2 時 00 分とする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）は、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）は、①午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分、又は②午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分。

(2) 土曜日 午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る

保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。ただし土曜日の短時間認定こどもについては、実施しないものとする。

- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第10条 当園は、うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第19号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 3 当園は、うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。

- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

（利用定員）

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号	—	—	—	20人	20人	20人	60人
3号	6人	12人	12人	—	—	—	30人
合計	6人	12人	12人	25人	25人	25人	105人

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第12条 当園は、1号子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る1号子どもの数及び現に利用している1号子どもの数の総数

が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- (1) 在園児を優先して入園させる。
- (2) 兄弟姉妹が在園しているものは優先して入園させる。
- (3) 高江洲小学校区及び、中原小学校区に住所を置く世帯を優先して入園させる。
- (4) ひとり親世帯を優先して入園させる。
- (5) その他の者は面談を行い、当園の教育理念に基づき決定する

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、児童福祉法第24条第3項の規定により、市が行った利用調整により2号子ども及び3号こどもの当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

5 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

6 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

7 在籍する1号認定こどもの世帯が就業等で保育を必要とする状況となった場合、園長の承諾をもって2号認定子どもに準じた扱いとすることができる。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常

災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表1 特定教育・保育の提供に要する実費にかかる利用者負担		
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子ども 給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月 5,000円 内訳:主食費 500円 副食費 4,500円
2号認定子ども 給食費	食事、おやつ提供に要する費用を徴収	月 5,500円 内訳:主食費 1,000円 副食費 4,500円
一時預かり保育 おやつ費	平日に預かり保育を利用した場合のおやつ材料費	1食 50円
一時預かり保育 給食費	土曜、長期休み中に預かり保育を利用した場合の給食材料費	1食 200円
教材費	個人用教材(体育着・帽子・クレヨン他)	その都度徴収

別表2 延長保育にかかる利用者負担		
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
保育認定子ども 延長保育料	保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 (短時間:午前7時15分～午前8時 午後4時～午後7時15分) (標準時間:午後6時15分～午後7時15分)	60分毎 300円 月 3,000円

別表3 一時預かり保育にかかる利用者負担		
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子ども 一時預かり料金	預かり保育にかかる利用者負担 (平日)午後2時～午後6時15分	60分毎 100円 月 3,000円
1号認定子ども	預かり保育にかかる利用者負担	60分毎 100円

一時預かり料金	(土曜日・長期休業日) 午前 8 時～午後 6 時 15 分	日 (8～14 時) 400 円
園外利用者	預かり保育にかかる利用者負担 受け入れ時間：午前 9 時～午前 12 時	0～2 才 60 分毎 300 円 3～5 才 60 分毎 300 円

※預かり料金に給食費、おやつ代は含まれない。別途徴収。

認定こども園まどか保育園利用に当たって重要事項説明書

令和5年度

施設の目的及び運営の方針

☆子ども達が、安全に楽しい生活を送り「生きるための力の基礎を育てる」よう支援していきます。

☆経営理念に信頼・笑顔・感謝する心を掲げ職員は、明るく子ども達の笑顔と笑い声があふれる保育園を目指します。

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の所在地	うるま市字高江洲 735-2	名称	社会福祉法人秋桜福祉会
事業者の連絡先	098-974-1990	代表者氏名	理事長 平良 康雄

(2) 施設の概要

種別	保育所型 認定こども園					
名称	認定こども園まどか保育園	所在地	うるま市字高江洲 735-2			
連絡先	098-974-1990	施設長氏名	園長 喜屋武 昌美			
開設年月日	令和2年4月1日					
利用定員	定員 105 名					
	2～3号認定（90名）					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6名	12名	12名	25名	25名	25名
1号認定（15名）						
3歳児	4歳児	5歳児				
5名	5名	5名				
※弾力運営で人数が変動することもあります						

外部講師による教育	幼児体育 3歳児～5歳児 幼児ヨガ、硬筆 5歳児 スイミング 4～5歳児クラス希望児 具志川スイミング
その他 保育にあたっての 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び全体的計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。前月末に翌月の園便り各クラスの主な活動を配信します。 ○ 登園は9時15分までをお願いします。 ○ 登園後、熱が38℃を超えた場合または、下痢が3回以上続いた時、活気がなく具合が悪そうとき、いつもと様子が違う時はお迎えをお願いします。解熱後も一日様子を見て下さい。また熱性けいれん等のある場合は37.5℃未満でも連絡することがあります。

(4) 職員の職種及び員数

(令和5年2月1日現在)

園長	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い勝因に対し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行うと共に、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
副園長兼主任	1名	市と連携をとり園長を補佐し運営に関する会計、事務を統括する。
主任保育士	1名	副園長を補佐し役所と連携をとり保護者の支援に繋げていく。 保育内容について職員を統括する。
副主任保育士	1名	主任を補佐し職員指導、面談等を通し保育士を統括する。
保育士	12名	保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡の業務を行う。
加配保育士	2名	発達支援児保育に従事し、保育計画、実施、記録及び家庭連絡の業務を行う。 市と連携し児童、保護者の支援に繋げていく。
フリー保育士	5名	担任保育士の補佐をし、保育に従事し記録及び家庭連絡の業務を行う。
保育支援員及び保育補助	3名	保育士の補助及び室内清掃等の業務。
事務兼保育士	1名	園長の補佐、当園の事務全般、園が必要とする買い出し等。
調理師、調理員	4名	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
用務員	1名	園内外の消毒、清掃、花壇の手入れ等を行う。

※職員数は入所人数により、配置基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(5) 利用料金等

給食費 (3歳児クラス以上)	1号:給食費4,500円 内訳:主食費月(おやつ代除く) 500円(うち500円は市より補助) 副食費4,500円 2号:給食費5,000円 内訳:主食費月(おやつ代含む)1,000円(うち500円は市より補助) 副食費4,500円
延長料金 (2,3号認定児)	1時間300円 (上限3,000円)
預かり料金	1時間100円 (上限3,000円) 15時以降おやつ代50円
実費徴収	教材費(月刊総合絵本)毎月410円～550円程度 新年度用品 年間 300円 ～ 7,000円 (個人で使う主な教材) お便りノート、はさみ、のり、粘土、クレヨン、クーピー、体育着、帽子等 ※必要な教材は各クラスにより異なります。

(6) 給食

給食	昼食とおやつを自園調理で提供しています。 ○アレルギー対応、除去食の提供 (医師の指示書が必要となります。) ○前月末に翌月の献立表を配信します。
弁当について	○月1～2回お弁当があります。その際は水筒(水またはお茶)を持たせてください。 弁当は少なめで、デザート(果物)を添えると喜びます。

(7) 緊急時における対応方法

緊急時における対応	保育中、健康状態の急変、他緊急事態が生じた時は、保護者が指定した緊急連絡先に連絡します。また、主治医に相談する等の処置を講じます。 保護者との連絡が取れない場合は、子どもの安全を最優先させ園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
非常災害時の対策	毎月1回 避難、消火訓練 毎年2回 消火器、誘導灯、昇降機、火災報知器の点検 災害に関する警報が出た場合は速やかに園へお迎えをお願いします。
虐待防止の為の措置 に対する事項	子どもの人権の擁護及び虐待防止を図るため保護者と共に職員一丸となって子育てを考えて行きます。また必要に応じ専門機関と連携して虐待が改善される処置を行います。子育てにおいて困りの時は、お気軽にご相談下さい。
個人情報の漏えい に対する事項	職員は、個人情報漏えい防止に努めます。無断で園内の掲示物又は個人情報等を撮影し、発信する事はご遠慮ください。不特定多数の人が見ることができるメディア(SNS等)への投稿は配慮してください。

その他の事項

連携施設	ジョイキッズガーデン tairagawa
保育利用開始に関する事項	重要事項を記載した書面により、利用児の保護者とその内容を確認し同意を得る。
保育利用終了に関する事項	何らかの理由で、退園せざる得ない場合は役所の保育課に連絡し手続きをお願いします。
感染症に関する対応	インフルエンザ等の感染症は、園指定の登園許可証の提出をお願いします。
投薬について	投薬がある時は、必ず 投薬依頼書、処方箋、薬1回分 をチャック付きの袋に入れ（ すべて名前を記入の上 ）持たせてください。保護者で、職員に手渡しをお願いします。
歯磨き指導	2歳児クラスより食後歯磨き指導を行います。毎月歯ブラシの交換をお願いします。
提出書類	・健康診断書・家庭調査書・アレルギー管理指導票（園児）・勤務証明書（保護者） ・金銭的なもの（延長料金、プール授業料等）は、保護者で、直接事務所に提出をお願いします。（園児のカバンには入れないで下さい。）

利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、下記の通り保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険事故（内容）	保育施設側の保護監督中に保育園の施設や設備に欠陥があつて園児がけがをした場合等
保険金額	施設管理者：身体賠償：1名につき限度額1億円・1事故につき限度額2億円 財物1千万円 生産物賠償：身体賠償1名につき限度額1億円 1事故につき限度額限度額2億円 昇降機：身体賠償：1名につき限度額1億円 1事故につき2億円 財物100万

提携する医療機関・所在地・提携内容

【医療機関】

内科医 中部地区医師会 知念 正雄 中頭郡北谷町字宮城 1-584
 歯科医 スマイル歯科 大城 敦江 うるま市高江洲 1080-1
 尿検査 中部地区医師会検診センター 中頭郡北谷町字宮城 1-584

【提携内容】

年2回、内科健診・歯科検診の実施 その他、事故やけが、発育、身体の異常等の相談

※ 当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情などの受付先は下記の通りです。

※ 気になる事がありましたら事務所にお声かけください。

【担当者氏名】	園長：喜屋武 昌美		
【担当者連絡先】	TEL098-974-1990	【受付時間】	午前9時～午後5時30分